

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	道谷地区(道谷集落)	令和2年9月28日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	4.62 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.62 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.17 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.24 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.15 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.54 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

高齢化などにより離農が進み耕作放棄地の増加が懸念されている。
70歳以上で後継者未定またはいない農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・認定農業者1名と認定就農者1名を中心となる経営体に位置づけ、営農組合が耕作している農地を集約する。
- ・中心となる経営体については、土地利用型農業で飼料作物を中心とした作付を行う。
また、離農や規模縮小する農家の農地を借受けることで規模を拡大する。
- ・中心となる経営体以外の農業者および所有者は、農地集積について協力するとともに、農道・水路等の土地改良施設の維持管理作業について、中心となる経営体と共同で行う。
- ・現在、中心となっている営農組合については、土地利用調整型の組合として存続する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、58筆、46,212m²となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付け、当分の間、耕作する意思のある所有者については、機構を通じて借受ける。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を経由しての侵入が見受けられ、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

●新規・特産化作物の導入方針

宍粟牛の産地であり、また宍粟市の最北部に位置し獣害も多発していることから飼料作物の生産に取組み、耕畜連携を図っていく。